

# 区外保養施設について

地域力推進部地域力推進課

区民の健康増進、余暇活動の充実を図ること、及び区外施設の有効活用の目的から、区民が保養目的で泊まれる施設として下記の事業を行っている。

## 1 現在利用できる施設：6施設

### (1) 区直営施設（指定管理）

- ・大田区休養村とうぶ（長野県東御市） 【平成10年8月開設】
- ・大田区立伊豆高原学園（静岡県伊東市） 【平成27年4月開設】
- ※伊豆高原荘は平成23年4月老朽化により閉館

### (2) 民間施設（指定保養制度の事業者選定により）

- ・伊豆長岡京急ホテル（静岡県伊豆の国市） 【平成 3年度契約開始】
- ・ゆがわら水の香里（神奈川県湯河原町） 【平成22年度契約開始】
- ・ニュー・グリーンピア津南（新潟県津南町） 【平成24年度契約開始】
- ・シャトレーゼホテル石和（山梨県笛吹市） 【令和元年度契約開始】

## 2 事業沿革

区直営施設の有効利用の視点から、休養村とうぶ、伊豆高原学園を中心にした事業制度としており、民間施設の活用（指定保養制度）については、補完的な事業制度としている。

### (1) 区直営施設について

両施設とも、区民向け保養施設として使用されている他に、区立小学校の移動教室の施設としても使用されている。

### (2) 民間施設について

指定保養制度として、昭和63年より制度化、当初は2施設程度で推移していたが、平成22年度より、伊豆高原荘廃止による代替機能として施設数を増設した。伊豆高原学園の開設後は、施設数を見直し現在は4施設としている。

## 3 大田区指定保養制度概要（令和5・6年度）

指定期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日

利用対象者：大田区在住・在勤の方とその同居する家族

利用泊数：1回の宿泊で2泊3日まで、年間の利用限度は1人2泊以内

区の負担：利用の契約料金（1泊2食付）から、区が1人泊2,000円を負担

予約期間：利用する日の3か月前から3日前までの間